

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 2     | 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

加須市長

## 公表日

令和6年2月19日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |   |
|---|---|
| ①事務の名称  | 個人住民税に関する事務   |
| ②事務の概要  | <p>本市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、本市は個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>   |
| ③システムの名称  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人住民税システム</li> <li>2. 申告受付システム</li> <li>3. eLTAX(エルタックス)システム</li> <li>4. 国税連携システム</li> <li>5. 宛名管理システム</li> <li>6. 収納消込システム</li> <li>7. 滞納整理システム</li> <li>8. 団体内統合宛名システム</li> <li>9. 中間サーバー</li> <li>10. コンビニ交付システム</li> </ol>  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |   |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)当初資料ファイル</li> <li>(2)障害者関係ファイル</li> <li>(3)生活保護関係ファイル</li> <li>(4)年金特徴ファイル</li> <li>(5)課税台帳ファイル</li> <li>(6)課税資料イメージファイル</li> </ol> |   |
| 3. 個人番号の利用  |   |
| 法令上の根拠  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条</li> <li>・番号法第9条第3項</li> <li>・番号法第19条第9号</li> </ul> </li> </ol>  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携  |   |
| ①実施の有無  | <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">         &lt;選択肢&gt;<br/>         1) 実施する<br/>         2) 実施しない<br/>         3) 未定       </p>   |
| ②法令上の根拠   | <p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）<br/>         : 第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項）<br/>         （別表第二における情報照会の根拠）<br/>         : 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事例の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）</p> <p>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第9条</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
|--------------------------|--|
| ①部署                      | 総務部 税務課、収納課  |
| ②所属長の役職名                 | 税務課長<br>収納課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| -                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 加須市役所 総務部 税務課<br>住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1<br>電話：0480-62-1111(代表) |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 加須市役所 総務部 税務課<br>住所：埼玉県加須市三俣二丁目1番地1<br>電話：0480-62-1111(代表) |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                  |  |
|--|------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 10万人以上30万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年12月1日 時点     |  |
| 2. 取扱者数                                |                  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]       | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和5年12月1日 時点     |  |
| 3. 重大事故                                |                  |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]         | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果                  |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]                            |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か      | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |  | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |  | [ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |  | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ]                                     | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                      | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明       |
|------------|---|--|--|------|-----------------|
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1、2、3、4、6、8、10、15、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117の項)     | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項) | 事後   | 記載内容の見直し        |
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長           | 税務課 立岡 昭一  | 税務課 橋本 敬之  | 事後   | 所属長の変更          |
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先       | 住所:埼玉県加須市下三俣290番地  | 住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1   | 事後   | 住所の変更           |
| 平成28年6月15日 | I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先    | 住所:埼玉県加須市下三俣290番地  | 住所:埼玉県加須市三俣二丁目1番地1   | 事後   | 住所の変更           |
| 平成28年6月15日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数                     | 平成26年11月1日時点   | 平成28年5月1日時点  | 事後   | 時点修正            |
| 平成28年6月15日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 平成26年11月1日時点   | 平成28年5月1日時点  | 事後   | 時点修正            |
| 平成29年7月18日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)  | 事後   | 記載内容の見直し        |
| 平成29年7月18日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長           | 収納課 増田 一夫  | 収納課 平渡 勢津郎   | 事後   | 所属長の変更          |
| 平成29年7月18日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数                     | 平成28年5月1日時点  | 平成29年5月1日時点  | 事後   | 時点修正            |
| 平成29年7月18日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 平成28年5月1日時点  | 平成29年5月1日時点  | 事後   | 時点修正            |
| 平成30年6月29日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名       | 税務課 橋本 敬之<br>収納課 平渡 勢津郎  | 税務課長<br>収納課長   | 事後   | 記載項目の変更         |
| 平成30年6月29日 | II しいき値判断項目 1. 対象人数                     | 平成29年5月1日時点  | 平成30年5月1日時点  | 事後   | 時点修正            |
| 平成30年6月29日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 平成29年5月1日時点  | 平成30年5月1日時点  | 事後   | 時点修正            |
| 令和1年6月28日  | II しいき値判断項目 1. 対象人数                     | 平成30年5月1日時点  | 令和元年5月1日時点   | 事後   | 時点修正            |
| 令和1年6月28日  | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 平成30年5月1日時点  | 令和元年5月1日時点   | 事後   | 時点修正            |
| 令和1年6月28日  | 「IVリスク対策」を追加                            | —  | 新設されたリスク対策の実施状況の記載   | 事後   | リスク対策に係る評価項目の新設 |

| 変更日        | 項目                                      | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|------------|---|---|--|------|-----------------------|
| 令和1年12月24日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数                      | 令和元年5月1日時点  | 令和元年10月1日時点  | 事後   | 保護評価の再実施に伴う変更         |
| 令和1年12月24日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数                      | 令和元年5月1日時点  | 令和元年10月1日時点  | 事後   | 保護評価の再実施に伴う変更         |
| 令和1年12月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)  | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)  | 事後   | 保護評価の再実施に伴う記載内容の見直し   |
| 令和1年12月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称        | 1. 個人住民税システム<br>2. 住民税申告支援システム<br>3. eLTAX(エルタックス)システム<br>4. 国税連携システム<br>5. 住登外・宛名管理システム<br>6. 収納管理システム<br>7. 団体内統合宛名システム<br>8. 中間サーバー  | 1. 個人住民税システム<br>2. 住民税申告支援システム<br>3. eLTAX(エルタックス)システム<br>4. 国税連携システム<br>5. 住登外・宛名管理システム<br>6. 収納管理システム<br>7. 団体内統合宛名システム<br>8. 中間サーバー<br>9. コンビニ交付システム  | 事後   | 保護評価の再実施に伴う記載内容の見直し   |
| 令和2年12月23日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数                      | 令和元年10月1日時点   | 令和2年10月1日時点  | 事後   | 時点修正                  |
| 令和2年12月23日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数                      | 令和元年10月1日時点   | 令和2年10月1日時点  | 事後   | 時点修正                  |
| 令和2年12月23日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br><br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116及び119の項)<br><br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二<br><br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)<br><br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) | 事後   | 法令改正に伴う変更             |
| 令和3年8月1日   | I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称        | 1. 個人住民税システム<br>2. 住民税申告支援システム<br>3. eLTAX(エルタックス)システム<br>4. 国税連携システム<br>5. 住登外・宛名管理システム<br>6. 収納管理システム<br>7. 団体内統合宛名システム<br>8. 中間サーバー<br>9. コンビニ交付システム   | 1. 個人住民税システム<br>2. 申告受付システム<br>3. eLTAX(エルタックス)システム<br>4. 国税連携システム<br>5. 宛名管理システム<br>6. 収納消込システム<br>7. 滞納整理システム<br>8. 団体内統合宛名システム<br>9. 中間サーバー<br>10. コンビニ交付システム   | 事前   | 保護評価の再実施に伴う変更         |
| 令和3年8月1日   | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名                   | (1)個人住民税ファイル<br>(2)収納ファイル   | (1)当初資料ファイル<br>(2)障害者関係ファイル<br>(3)生活保護関係ファイル<br>(4)年金特徴ファイル<br>(5)課税台帳ファイル<br>(6)課税資料イメージファイル  | 事前   | 保護評価の再実施に伴う変更         |
| 令和3年8月1日   | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠                | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条<br>・番号法第9条第3項<br>・番号法第19条第8号  | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<br>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項、並びに主務省令第16条<br>・番号法第9条第3項<br>・番号法第19条第9号   | 事前   | 令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更 |

| 変更日      | 項目                                      | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明             |
|----------|---|---|---|------|-----------------------|
| 令和3年8月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)<br/>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事例の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> | 事前   | 令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う変更 |
| 令和3年8月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象者数                     | 令和2年10月1日時点   | 令和3年6月1日時点  | 事前   | 保護評価の再実施に伴う変更         |
| 令和3年8月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 令和2年10月1日時点   | 令和3年6月1日時点  | 事前   | 保護評価の再実施に伴う変更         |
| 令和4年8月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携         | <p>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br/>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項)</p>   | <p>(別表第二における情報提供の根拠)<br/>第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項<br/>(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120及び121の項)</p>   | 事後   | 番号法改正に伴う変更            |
| 令和4年8月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象者数                     | 令和3年6月1日時点  | 令和4年6月1日時点  | 事後   | 時点修正                  |
| 令和4年8月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 令和3年6月1日時点  | 令和4年6月1日時点  | 事後   | 時点修正                  |
| 令和5年1月1日 | I 関連情報 4. 個人番号の利用 ②法令上の根拠               |   | 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条」を追加   | 事前   | 公金受取口座の利用開始に伴う修正      |
| 令和6年1月1日 | II しいき値判断項目 1. 対象者数                     | 令和4年6月1日時点  | 令和5年12月1日時点   | 事後   | 時点修正                  |
| 令和6年1月1日 | II しいき値判断項目 2. 取扱者数                     | 令和4年6月1日時点  | 令和5年12月1日時点   | 事後   | 時点修正                  |